

る。

近年の我が国水産業を取り巻く情勢は、周辺水域の資源状況の悪化、漁業就業者の減少・高齢化など依然として厳しく、漁業経営は困難な現状におかれており、経営安定に漁業共済の果たす役割はますます重要となっている。

このような中で、10年度の加入状況は、加入件数24,721件、共済金額3,722億1,721万円、純共済掛金159億3,023万円であった。この加入実績は、前年度実績3,783億4,426万円に対し1.6%減（61億円減）となった。この内訳は、漁獲共済の前年度比2.3%減（52億円減）、養殖共済の前年度比6.9%減（58億円減）、特定養殖共済の前年度比7.4%増（48億円増）、漁具共済は前年度比4.3%増（7億円増）となっている。

なお、9年度契約分に係る支払い状況は、支払い件数2,700件、支払い共済金49億2,926万円であった。

2 漁業共済事業

(1) 漁獲共済

この共済は、漁業者の共済責任期間中の操業に係る漁獲金額が共済限度額（過去一定年間の漁獲金額を基準として漁業者ごとに定める一定額）に達しない場合の損失について共済金を支払う事業である。

10年度の契約件数は、13,797件と前年度の13,862件に比べ減少し、共済金額では、2,233億2,865万円と前年度2,285億4,645万円に比べ2.3%の減少を示した。

なお、9年度契約分に係る支払い状況は、11年3月末現在で支払い件数543件、共済金22億4,771万円であった。

(2) 養殖共済

この共済は、養殖中の水産動植物又はその養殖に共用中の養殖施設が、台風や津波、赤潮等の災害により死亡、流失、損壊した等の損害について共済金を支払う事業である。

10年度の契約件数は、7,330件と前年度の7,840件に比べ減少し、共済金額では、780億4,757万円と前年度838億1,764万円に比べ6.9%の減少を示した。

なお、9年度契約分に係る支払い状況は、11年3月末現在で支払い件数1,938件、共済金は24億2,175万円であった。

(3) 特定養殖共済

この共済は、特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産金額が共済限度額（過去一定年間の生産金額を基準として漁業者ごとに定める一定額）に達しない場合で、かつ、その生産数量が一定の数量に達しなかった場合の損失及び特定養殖業に係る養殖施設の共用

中における損壊、流失等があった場合の損害について共済金を支払う事業である。

10年度の契約件数は、3,283件と前年度の2,635件に比べ増加し、共済金額では、692億2,494万円と前年度644億3,000万円に比べ7.4%の増加を示した。

なお、9年度契約分の支払い状況は、11年3月末現在で支払い件数159件、共済金は、1億4,543万円であった。

(4) 漁具共済

この共済は、共済目的たる漁具が漁業の操業中に流失、損壊等の事故による損害について共済金を支払う事業である。

10年度の加入件数は、311件と前年度の300件に比べ増加し、共済金額では、16億1,606万円と前年度15億5,016万円に比べ4.2%の増加を示した。

なお、9年度契約分の支払い状況は、11年3月末現在で支払い件数60件、共済金は、11,436万円であった。

3 財政措置

10年度においては、漁業共済の加入者に対する共済掛金についての国庫補助額は74億7,807万円であった。

また、漁業共済組合及び連合会に対して、事業実施に必要な経費のうち人件費等について5億6,308万円の助成を行った。

第9節 沿岸・沖合漁業

1 漁業生産調整組合

漁業生産調整組合は、まき網漁業関係4（北海道さばまき網漁業生産調整組合、北部太平洋海区まき網漁業生産調整組合、山陰まき網漁業生産調整組合及び日本旋網漁業生産調整組合）、さんま漁業関係1（全国さんま棒受網漁業生産調整組合）、いかつり漁業関係1（八戸いか釣漁業生産調整組合）、さばつり漁業関係1（東日本さば釣漁業生産調整組合）の7組合であったが、根拠法である漁業生産調整組合法が「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律（平成9年法律第96号）」の施行に伴い廃止され、上記漁業生産調整組合は平成11年3月31日までに全て解散した。

2 沖合底びき網漁業

(1) 総 論

概要：沖合底びき網漁業は15t以上の動力漁船により底びき網を使用し、北緯25度以北、東経153度以西と東経128度30分（一部128度）の線により囲まれた太平洋、オホーツク海及び日本海で行う漁業である。操業区域は46区分に細分化されており操業は資源保護上及び漁業調整上の厳しい制限のもとに主に自県沖で行われている。

許認可隻数：10年末で508隻であった。

船型：160tまで12階層に分かれるが新66～新75t階層が最も多く107隻となっており新30t未満階層の98隻がこれに次いでいる。

漁法：かけまわし、トロール及び2そうびきであり、オットロールは北海道周辺及び宮城～千葉までの沖合で操業しており、2そうびきは岩手の一部、太平洋南海区及び島根～福岡で操業している。北海道及びその他の海域においては主としてかけまわしによる操業が行われている。

漁獲量：9年は54万tで前年に比べ4万t増加した。魚種別にはすけとうだら15万8千t、ほっけ13万4千t、かれい類2万tとなっている。

(2) 海 区 別 概 要

北海道区：許認可隻数77隻、111～160t型船で北海道周辺海域及びロシア200海里水域内においてかけまわし及びトロールにより操業している。主要漁獲魚種はすけとうだら、ほっけ、いかなご、かれい、ずわいがに。

太平洋北区：許認可隻数142隻。主に30t未満船及び55～75t型船で青森～千葉県をかけまわし、2そうびき及びトロールにより操業している。主要漁獲魚種はすけとうだら、まだら、かれい類。

太平洋中南区：許認可隻数30隻。30～50t型船によるかけまわし及び75～125t型船による2そうびきにより愛知～鹿児島県沖で操業している。主要漁獲魚種はえそ、いか、にぎす。

日本海北区：許認可隻数93隻。主に60t未満船で青森沖、佐渡沖、能登沖でかけまわしにより操業を行っている。主要漁獲魚種はほっけ、すけとうだら、かれい。

日本海西区：許認可隻数166隻。山陰～対馬沖が主漁場。110t未満船によるかけまわし及び2そうびきが行われている。主要漁獲魚種はいか、かれい類、ずわいがに。

3 小型底びき網漁業

小型底びき網漁業は総トン数15t未満の動力漁船により底びき網を使用して営む漁業であり、地先沿岸を漁場とするものから沖合域を漁場とするものまで地域により多様であって、沿岸漁業の中においては、釣、延縄とともに代表的な地位を占めている。本漁業は他種沿岸漁業と比較すると、漁獲効率がよく、資源に及ぼす影響が大きい。また、漁場が競合する同業種間、あるいは他種沿岸漁業との間において漁業者同士の紛争が発生する恐れがあるので、漁業調整上の見地から都道府県知事が許可することができる隻数の最高限度を農林水産大臣の告示により定めている。また、海域によっては船舶の総トン数若しくは馬力数の最高限度を定めることができることとなっているほか、漁具漁法についても漁獲効率がよい2そうびき漁法、網口開口板等の使用を農林水産大臣が特に定める海域以外は禁止している。本漁業の10年の許可総枠隻数22,368隻である。9年の漁獲量は約44万8千tで前年に比べ約5%減となっている。漁獲物はひらめ、かれい類、えび類の中高級魚が多く、生鮮、そう菜物として利用されている。

4 ま き 網 漁 業

11年1月現在の大中型まき網漁業の許認可隻数は、252隻であった。

また5t以上40t未満（北部太平洋海域においては15t未満）の中型まき網漁業の大臣枠付隻数は、11年1月現在で627隻となっている。9年におけるまき網漁業の漁獲量は186万t（うち大中型まき網漁業136万t）で、前年より約8万tの減となった。これは主としていわし類の漁獲減によるものである。

5 ずわいがに漁業

日本海及びオホーツク海のずわいがにには、主として沖合底びき網漁業、小型機船底びき網漁業及びかご漁業により漁獲されている。ずわいがにを漁獲目的とする10t以上船（沖合底びき網漁業を除く。）については大臣承認となっており、沖合底びき網漁業も含めて、ずわいがにの漁獲時期、体長制限等を省令で規制している。10年度の承認隻数は小型機船底びき網漁船140隻、かご漁船21隻の計161隻であった。9年のずわいがにの全国漁獲量は約5千tである。

6 さ ん ま 漁 業

10年度のさんま漁業の大臣承認隻数は243隻で、前

年度から10隻減少している。

9年の漁獲量は前年比33%増の約28万4千tで前年に比べ約7万t増加した。

7 いかつり漁業

いかつり漁業は、かつて沿岸零細漁業から沖合漁業へ、さらには海外漁業へと発展してきたが、魚価の低迷等により100t以上の専業船を中心に経営不振が続いている。

いかつり漁業は大きく分けると船舶の総トン数により、その制度的扱いを異にしている。総トン数30t以上の動力漁船によりいかつり漁業を営む場合は農林水産大臣の承認を必要とし、30t以上139t未満の漁船によるものを「中型いかつり漁業」、139t以上の漁船によるものを「大型いかつり漁業」と称し操業海域等を区分している。30t未満の漁船については農林水産大臣の承認を必要としないが、それぞれの都道府県の事情に即した知事許可等の取り扱いが行われている。

11年度の承認隻数は大型いかつり漁業が73隻、中型いかつり漁業が274隻である。また、30t未満船は全国で約2万1千隻が稼働している。

いかつり漁業はするめいか資源の減少等により、漁業経営が大きく圧迫されていることから、生産構造の再編を推進するため、特定漁業生産構造再編推進事業により、中型いかつり漁業については57年度から3年間で160隻の減船を実施し、63年度は海外いかつりの廃業見合いとして91隻減船した。大型いかつり漁業については59年度から2年間で20隻の減船を実施した。

その後、海外いかつり及び小型いかつり漁業による大量水揚げにより、いかの需給関係が崩れ魚価が暴落した。このような状況に対処するため、中型いかつり漁業については、特定漁業生産構造再編推進事業により2年度から3年間で114隻の減船を実施した。

8 いか・かじき等流し網漁業

(1) いか流し網漁業

いか流し網漁業は、北太平洋の公海に広く低密度で分布する大型のあかい（3～4kg）を主として漁獲する農林水産大臣承認漁業であったが、3年の第46回国連総会における公海大規模流し網漁業に関する決議により、4年12月末をもって停止となった。

一方、同決議は、流し網という漁法の否定であって、あかいの漁獲そのものを否定するものではないため代替漁法によるあかい漁業の継続の途は残されている。

このため、いか流し網漁業の代替漁法への転換を図り、もってあかい漁業の継続を目指すことを目的として、漁法の転換をする漁業者には、転換に必要な特別の融資措置を講ずることとしている。また、5年度から、北太平洋あかい釣り漁業等の試験操業の許可を発給しており、とりわけ、水産庁においては、あかい釣り漁業を安定的に継続していくために、より精緻で組織的な調査を行い、アカイカを対象としたイカ釣り漁法による漁場の開発を図るため、いか釣り新漁場開発調査（北太平洋海域）を8年度から10年度までの3年間で実施したところである。

(2) かじき等流し網漁業

かじき等流し網漁業は大目流し網漁業と称してかじき、かつお又はまぐろをとることを目的とした漁業であり、三陸沖を中心に古くから行われ基本的には自由漁業となっていたが、国際環境の変化により元年8月届出制とした。さらに、公海における操業が3年の第46回国連総会の決議により、4年12月末をもって停止となったことに伴い、我が国200海里においては、公海域からの転換等により届出海域における漁獲努力量が増加する恐れがあるので、5年4月より、知事許可又は海区承認による規制が行われている海域以外は操業禁止区域となった。本漁業の9年の漁獲量は約4千tであった。

9 遊漁・海面利用

近年の海に対する国民の関心の高まりの中で、海洋性レクリエーション人口の増加、行動範囲の広域化が顕著であり、また、これに伴い漁業との間で海面の利用をめぐるトラブルが頻発している。このため、各沿岸都道府県において海面利用協議会、地区協議会を開催するとともに、沿岸漁場整備開発法（昭和49年法律第49号）に基づく漁場利用協定の締結を促進して、海洋性レクリエーション関係者と漁業者の協議・合意を通じた漁業と海洋性レクリエーションの漁場利用秩序の確立に努めた。また、遊漁者に対して、漁業関係法令、釣りマナー等漁場利用に必要な知識を周知、広報するための事業、漁業と海洋性レクリエーションにおける海面利用の円滑化を図るため、海面利用におけるマナー定着化教材の作成及び漁港等の水産関連施設の利用・管理マニュアル作成のための調査を実施するとともに青少年を中心に水産資源の有効利用の重要性について認識を育み漁業への理解を促進するための水産教室等の開催、釣り人に対し、釣りマナー、釣場ルール、水産資源保護、釣場環境保全、釣場の安全等の指導を行う者を育成する釣り指導員活動推進事業を引

き続き実施した。

遊漁船業については、遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号）が元年から施行されたことに伴い、法制度の周知徹底、事故防止等を図るための遊漁船業安全・適正化推進事業等を実施するとともに、遊漁船業の実態把握を迅速に行うための遊漁船業届出情報処理事業を引き続き実施した。

また、海洋性レクリエーション関係者に対する海面利用のルール等の普及・啓発を図る共存型海面利用調整促進事業及び漁業体験等による都市と漁村との交流を推進するため、その地域的取り組みのリーダーとなる都市漁村交流推進員を育成するため、都市漁村交流推進事業を実施した。

10 沿岸・沖合等漁業の取締り

沿岸・沖合等漁業に関する水産庁の取締りの主対象は、沖合底びき網漁業、大中型まき網漁業、中型いかつり漁業、さんま漁業、ずわいがに漁業及びかじき等流し網漁業であるが、都道府県知事の所管である小型底びき網漁業等の沿岸漁業についても併せて指導取締りを行っている。このほか、韓国、中国漁船の監視、指導及び排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律に基づき、ロシア等外国漁船の取締りも実施している。これらの漁業指導取締りのため、漁業取締船（官船5隻、用船27隻）が本庁、漁業調整事務所、沖縄総合事務局に配置され常時取締りに当たっているが、特に季節的・地域的に問題のある海域については、漁業秩序維持のために随時漁業取締船と航空機を派遣し、海・空一体の連携取締りを実施し効果をあげている。また、水産庁及び各都道府県庁の取締りによって検挙された漁業法令違反については、司法処分として検察庁に送致するほか、沖合底びき網漁業、大中型まき網漁業、中型いかつり漁業及びずわいがに漁業等の農林水産大臣の処分に係る漁業については農林水産大臣が、また、都道府県漁業調整規則等の違反については各都道府県知事がそれぞれてい泊港及びてい泊期間を指定して当該違反漁船のてい泊を命ずる行政処分を実施している。

しかし、最近は違反が多発化・悪質巧妙化し、特に沖合底びき網漁業、小型底びき網漁業は複雑な入会関係にあり資源保護や指導取締りの点において、自県沖合海域のみでなく数県の沖合にまたがるものが多く、他の沿岸漁業との紛争を引き起こす等漁業秩序維持のうえて問題が生じている。

水産庁及び各都道府県の10年度における漁業法令違反の検挙数は387件で、内訳は小型底びき網漁業157件、小型底びき網漁業を除く都道府県知事許可漁業172件、沖合底びき網漁業5件、漁業権漁業4件、大中型まき網漁業7件、いかつり漁業15件、その他27件となっている。

第10節 遠洋・北洋漁業

1 さけ・ます漁業

10年度のさけ・ます漁業については、日ロ漁業合同委員会第14回会議及び民間協議の結果を受け、日本200海里内において5,123tの漁獲限量及びロシア200海里内において17,732.6tの漁獲割当量となった。

(1) 中型さけ・ます流し網漁業

ア 太平洋海域

太平洋中型さけ・ます流し網漁業は、4年度からの公海操業の停止を受け、ロシア200海里内のみの操業となっている。10年度の漁獲割当量は14,402.6tで、70隻が5月24日から8月3日まで操業し、漁獲実績は13,340tであった。

イ 日本海海域

14隻が、日本200海里内において800tの漁獲限量で4月1日から6月25日まで操業を行い、漁獲実績は692tであった。

また、3隻がロシア200海里内において、300tの割当量を受け、5月9日から6月29日まで操業し、漁獲実績は298tであった。

(2) 太平洋小型さけ・ます流し網漁業

130隻（10t未満）が、日本200海里内において4,323tの漁獲限量で、5月1日から6月30日まで

表19 太平洋中型さけ・ます流し網漁業の漁獲量

（単位：トン）

	べにざけ	しろざけ	からふとます	ぎんざけ	ますのすけ	計
10年（A）	2,189	9,603	580	664	303	13,340*
魚種別比較（%）	16.4	72.0	4.3	5.0	2.3	100
9年（B）	8,467	11,191	1,539	439	530	22,166
魚種別比較（%）	38.2	50.5	6.9	2.0	2.4	100
(A)/(B)×100	25.9	85.8	37.7	151.3	57.2	60.2

* 四捨五入のため内訳と一致しない。

操業を行い、漁獲実績は4,202tであった。また、19t型の30隻がロシア200海里内において3,030tの割当量を受け、5月18日から7月20日まで操業し漁獲実績は2,980tであった。

2 捕 鯨 業

(1) 商業捕鯨の中断

昭和57年、国際捕鯨委員会（IWC）は第34回年次会議において、1990年までに鯨類資源状態の見直し（包括的評価）に着手するとの条件付きで商業捕鯨の全面禁止（モラトリウム）を決定した。これに対し我が国は条約の規定に基づき異議申し立てを行ったが、米国は日本が商業捕鯨を継続すれば、米国200海里内での対日漁獲割当てを削減すると主張したため、やむを得ざる措置として日米取決めを結び、商業捕鯨は1988年より一旦中断した。

(2) 包括的評価とモラトリウムの見直し

従来から検討されていた鯨資源の改訂管理方式が完成し、南水洋ミンク鯨資源については、100年間の捕獲許容水準が20万頭であることが算出された。しかし、捕鯨を行う際の検査・監視制度等の完成が商業捕鯨再開の前提との決議案が採択されたため、モラトリウムの見直しは先送りとなっている。

(3) 鯨類捕獲調査

我が国は商業捕鯨再開に向けて鯨類資源に関する種々の調査を行っているが、この一貫として南水洋ミンク鯨の生物学的資料収集のための捕獲調査を、国際捕鯨取締条約に従いつつ、1987年度から16年計画で実施しており1995年度よりこれまでの調査を充実改善した拡充調査を開始した。

また、1994年度から北西太平洋ミンク鯨の系統群解明を目的に同海域において捕獲調査を開始した。

(4) 沿岸小型捕鯨

我が国は、従来ミンク鯨を主対象とした操業を行っていたが、モラトリウム決定のため現在はIWC規制対象外鯨種（つち鯨、ごんどう鯨等）のみを捕獲している。この捕鯨は、米国、デンマーク等の国で行われている原住民生存捕鯨（文化的、伝統的重要性からモラトリウム下であっても捕鯨が認められている）と同様の社会的・経済的な性格を有しているので、ミンク鯨の捕獲再開が認められるようIWCに要求しているところである。

3 かつお・まぐろ漁業

(1) 概 況

総トン数20t以上の漁船によって営まれる本漁業は、

その漁船の規模により近海かつお・まぐろ漁業、遠洋かつお・まぐろ漁業及び母船式かつお・まぐろ漁業の3種類に分けられる。これらは、指定漁業となっており、漁業を営もうとするときは農林水産大臣の許可を受けなければならない。

これらの許可船の隻数は、10年8月1日現在総数978隻で前年より9隻減少した。これは他船へのトン数補充のための廃業等によるものである。

また、52年以降の200海里設定によりすでに10数年が経過したが、沿岸国の中に新規に入漁を認めようとする国もあり、我が国は積極的に優良漁場の確保に努めてきている。しかしながら、既存漁場の入漁協定においては毎年入漁条件が厳しくなる一方、大西洋におけるまぐろの国際的な漁獲規制の強化に加え、みなみまぐろの漁獲枠の設定等、国内的にも対外的にも本漁業をめぐる環境はますます厳しくなる傾向にある。

一方、経営面では、バブル経済崩壊後の経済低迷、輸入の増大による魚価低下により、多くの経営体で赤字となっており、累積債務も大きなものとなっている。

表20 かつお・まぐろ漁業

(1) かつお・まぐろ漁業許可隻数

(10年8月1日現在)

遠洋かつお・まぐろ漁業	716隻
近海かつお・まぐろ漁業	262隻
合 計	978隻

(2) かつお・まぐろ漁業の漁獲量

(10年、概数、カッコ内は前年)

まぐろはえなわ漁業	220千t	(208千t)
かつお一本釣り漁業	162千t	(172千t)
合 計	382千t	(380千t)

(2) かつお・まぐろ漁業の振興

かつお・まぐろ漁業の振興を図るため、漁業省エネルギー等新技術開発事業による省エネルギー機器、省力化機器等の開発を進めるとともに、金融面でも漁業再建整備特別措置法に基づく中小漁業構造改善事業により、公庫の長期低利の資金を融通し、省エネルギー漁船の導入等の促進を図るとともに、漁業経営の改善合理化に向けた取組を支援するため、漁業経営改善促進資金等の制度資金を融通している。さらに、経営の悪化した漁業者の金利負担を軽減するため、緊急対策として、漁業経営安定維持資金及び漁業経営再建資金等の融通を行っている。

4 以西底びき網漁業

以西底びき網漁業の許認可隻数は11年1月1日現在において2そうびき24隻、平均トン数134t、1そうびき2隻、平均トン数161t、1及び2そうびき20隻、

平均トン数150tであった。

漁獲量は55年まで20万t程度を保っていたが、56年で降漸減し9年は2万7千tとなった。

経営面では、国際規制の強化及び魚価の低迷等により経営環境が悪化している現状にあるため、8年度の42隻の減船に引き続き、9年度から5カ年計画で高度経営移行型減船を開始し、残存漁船の生産性の向上を図ることにより経営の安定を目指している。

5 遠洋底びき網漁業

遠洋底びき網漁業は、操業区域により3業種（遠洋トロール、北転船、えびトロール）に区分されていたが、国内規制を緩和し、漁業者の企業努力により操業機会が確保できるようにするため、平成10年8月1日、3業種を統合し遠洋トロールとした。

平成10年8月1日現在の許認可隻数は111隻となっている。

(1) 北 方 漁 場

北方漁場においては、ロシア200海里水域での民間入漁及びロシアGG等により、すけとうだらを漁獲対象とした冷凍船による操業が中心となっており、周年ロシア海域で操業している。また、すり身工船（周年又は約半年間をロシア海域に依存）によるすけとうだらを漁獲対象とした操業も行われている。

(2) 南 方 漁 場

南方漁場においては、ニュー・ジーランド水域、カナダ水域、北西大西洋（NAFO）水域、北東大西洋（NEAFC）水域、南極（CCAMLR）水域、スリナム水域及び一部の北方漁場を含め、これらの漁場を組み合わせた周年操業を行っている。

ニュー・ジーランド水域での主対象魚種はホキ、南タラであり、カナダ、北西大西洋（NAFO）、北東大西洋（NEAFC）水域での主対象魚種はカラスガレイ、赤魚である。

また、南極（CCAMLR）水域ではオキアミを、スリナム水域ではダブルリガー方式の小型トロール漁船により、えびを対象とした操業を行っている。

なお、現在南方漁場は主漁場が外国200海里水域内であり、単純入漁方式による入漁が不可能な状況であるため、形式用船方式により入漁している。

6 北洋はえなわ・さし網漁業

北洋はえなわ・さし網漁業は米国水域を主漁場としまだらを中心に漁獲してきたが、年々規制が強化され、昭和63年には米国水域の割当はゼロとなり、平成元年度には「国際漁業再編対策」に基づき10隻の減船

を行った。平成10年8月1日の許認可隻数は6隻であり、ロシア民間入漁による操業を行っている。

7 海外いかつり漁業

(1) ニュー・ジーランド周辺水域のいかつり漁業は、昭和48年から大臣承認漁業となり、現在に至っている。

60/61年漁期からTAC（漁獲可能量）規制が導入されたが、元/2年漁期からは、政府間交渉による割当はゼロとなり、現在は現地合弁会社等に形式的に用船され操業を行っている。10/11年漁期の操業隻数は6隻となっている。

(2) 南西大西洋におけるいかつり漁業は、昭和60年にマツイカを対象として開始されたが、同海域における成績が良好であったこと及び同海域でのいかつり漁業は届出制であり操業規制がなかったことから操業隻数及び漁獲量が急増した。

しかしながら、このようないかつり漁業の急速な拡大に対して、FAO等から資源の乱獲の危険性が指摘されたほか、アルゼンチン200海里水域への侵犯事件の発生等同海域における我が国いかつり漁業の安全操業の確保が困難となってきたことと、マツイカの大量搬入により産地市場の価格が下落したことにより、昭和62年7月から南西大西洋水域を大臣承認制とし、資源保護及び漁業取締り、その他漁業調整の観点から操業隻数の増加の抑制を図ることとした。

10/11年漁期の操業隻数はフォークランド・アルゼンチン海域あわせて46隻となっている。

(3) ペルー200海里の入漁は、アメリカオオアカイカを対象に平成2年よりペルー政府が個別に試験操業の許可を発給し始めたことによるが、その後、ペルー政府に対する業界の働きかけが加熱したため同政府は、クォーター、漁獲努力量、入札最低価格、期間等を定めた入札制度を導入した。10/11年漁期の入札については参加していない。

8 国際漁業再編対策事業

(1) 事業の趣旨

我が国国際漁業をめぐる情勢が一段と厳しさを増している中で、現在の国際社会における我が国の立場を考えた場合、資源状態等に関する科学的根拠や漁獲実績をもとにした外交交渉によっても、我が国の国際漁業の存在を確保することが必ずしも可能な状況にはなく、漁業種類によって縮減やむなしとの判断をせざるを得ない局面が増加することが予想される。

この場合に重要なことは、漁業者のみならず、関係